

# 令和3年度 逗子市職員採用試験 受験案内

く  
求む！逗子を思い未来を創造る職員

～今、あなたの力が必要です～

ICT・デジタルの知識や経験を活かす



申込期間 令和3年11月24日(水)～12月8日(水)  
第一次試験日 令和3年12月10日(金)～12月20日(月)

デジタル化推進のため、これまでの経験や知識を活かしていただける方を募集します！

## 1 試験区分、募集人員、職務内容及び受験資格

試験区分	募集人員	職務内容
(1) ICT・デジタル	若干名	・ICT・デジタル分野に関する企画・立案 ・システムの企画・立案・設計・運用保守 ・情報セキュリティに関する業務 など
(2) ICT・デジタル (※任期付職員・係長級)		

※(2) ICT・デジタル枠は任期付職員として採用され、職位は係長級での採用となります。

※(2) ICT・デジタル枠の任期は令和4年4月1日から令和7年3月31日(3年間)です。ただし、採用された日から5年を超えない範囲内で更新する場合があります。

### 受験資格

#### 【(1) ICT・デジタル】

昭和61年4月2日以降に生まれ、4年制大学を卒業(令和4年3月31日までに卒業見込みを含む)し、次のいずれかに該当する人

- ①民間企業等でICT・デジタル分野の業務や事業に関する実務経験が直近7年中2年以上有する人
- ②情報処理推進機構(IPA)が実施する情報処理技術者試験(ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験を除く)又は情報処理安全確保支援士試験に合格した人

#### 【(2) ICT・デジタル(任期付職員・係長級)】

4年制大学を卒業し、民間企業等でICT・デジタル分野の業務や事業に関する実務経験が直近15年中10年以上有する人

※(1)と(2)どちらか一方のみ受験ができます。(重複しての受験はできません)

## 試験における新型コロナウイルス感染症対策について

別紙「採用試験における新型コロナウイルス感染症対策について」を必ずご確認ください。

## 民間企業等における職務経験について

1. 「民間企業等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、ICT・デジタル分野の業務や事業に関する実務に週35時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。  
※パート、アルバイトなどは職務経験に含めません。  
※令和3年10月31日時点で1年に満たない就業期間は通算できません。
2. 【(1) ICT・デジタル】区分で①の受験資格要件で受検する場合  
直近7年とは、平成26年11月1日～令和3年10月31日の期間です。  
※平成26年10月以前から勤務している場合、平成26年10月以前の期間は職務経験に含むことはできません。  
【(2) ICT・デジタル（任期付職員・係長級）】区分  
直近15年とは、平成18年11月1日～令和3年10月31日の期間です。  
※平成18年10月以前から勤務している場合、平成18年10月以前の期間は職務経験に含むことはできません。
3. 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方に限ります。
4. 休職・休業期間（育児休業、介護休業等）は、職務経験期間に含めることはできません。
5. 最終合格発表後、職務経験の確認のため、職歴証明書等（ICT・デジタル分野の業務や事業に関する業務に従事していたことの記載要）を提出していただきます。

## 情報処理技術者試験について

次のいずれかの試験の合格者

- ・基本情報技術者試験・応用情報技術者試験・ITストラテジスト試験・システムアーキテクト試験
- ・プロジェクトマネージャ試験・ネットワークスペシャリスト試験・データベーススペシャリスト試験
- ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験・ITサービスマネージャ試験・システム監査技術者試験

※最終合格発表後、確認のため合格証の写しを提出していただきます。

## 職務経験年数の計算について

1. 年数は、起算する日（就職日等）から応ずる日の前日までを1年として計算します。  
（例）平成28年6月1日～平成29年5月31日 → 1年として計算
2. 月数は、起算する日（就職日等）から応ずる日の前日までを1月として計算します。  
（例）平成30年3月16日～平成30年4月15日 → 1月として計算

※平成27年4月1日に就職し、令和2年12月10日に退職した場合の職務経験年数

→ H27.4.1～R2.3.31（5年）、R2.4.1～R2.12.10（11月10日）1月未満の端数は切り捨てをして5年と11月になります。

## 2 欠格条項（次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。）

- ・ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
  - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ② 逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 試験の内容

	日時・場所	科目・試験内容	試験の合格発表
第1次試験	日時：12月10日（金）から12月20日（月）までの間 場所：受験者が選択するテストセンター <a href="http://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/">(http://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/)</a> ＊メールアドレスがない場合はメールアドレスを取得してください。（携帯電話のメールアドレスは利用不可）	<b>【能力・適性検査】</b> 逗子市職員（公務員） として必要な基礎能力等を判定します。	12月24日（金） までに通知を発送します。（予定）
第2次試験	日時：1月上旬（予定） 場所：逗子市役所 ＊集合時間等は合格通知でお知らせします。 （予備面接では【面接Ⅰ】以降の面接資料として質問をします。予備面接の回答により合否の判定は行いません。）	予備面接	合格通知に記載します。
	日時：1月中旬（予定） 場所：逗子市役所 ＊集合時間等は合格通知でお知らせします。	<b>【面接Ⅰ】</b> 個別面接・ プレゼンテーション	
最終試験	日時：1月下旬（予定） 場所：逗子市役所 ＊集合時間等は合格通知でお知らせします。	<b>【面接Ⅱ】</b> 個別面接	面接試験の際にお知らせします。
合格発表	1月下旬（予定）		

## 4 受験手続

### (1) 申込方法 **電子申請のみ**

申込方法	逗子市ホームページから、電子申請・届出システムに接続し、利用者情報を登録した後、受験申し込みを行ってください。 ※入力は「e-KANAGAWAでの採用試験申込方法について（利用方法）」を確認してください。電子申請・届出システムは一定時間が経過すると自動でログアウトしますのでご注意ください。 <b>【逗子市ホームページ】</b> <a href="http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syokuin/jyoukinnsyokuinbosyuu_top.html">http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syokuin/jyoukinnsyokuinbosyuu_top.html</a>
受付期間	<b>令和3年11月24日（水）午前9時00分から</b> <b>令和3年12月8日（水）午後5時00分まで</b> ※受付期間中に正常に受信したものを有効とします。 ※電子申請・届出システムはメンテナンスにより利用できない場合があります。また、予期せぬトラブルについては一切責任を負いませんので、余裕を持ってお申し込みください。
第1次試験の案内	令和3年12月9日（木）に第1次試験の受験についてメールで送信しますので、テストセンターの受験予約を行い、期間中に受験してください。 ※令和3年12月10日（金）までに同メールの受信が確認できない場合は、必ずご連絡ください。

## (2) 事前準備

### ① インターネット環境の整備

- ・第1次試験を受験する際に、パソコンやスマートフォンによるインターネット環境が必要となります。
- ・タブレットは推奨環境外のため、使用できません。

### ② メール受信設定について

- ・「syokuin@city.zushi.lg.jp」から送信されるメールが受信できるように、自身で設定してください。
- ・電子メールの設定不備や通信障害等については、当市では一切の責任を負いません。

## 5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職員採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 受験資格がない場合又は申込書類の記載事項に虚偽があった場合は、合格を取り消します。
- (3) 採用予定日は、原則として**令和4年4月1日**です。職員の欠員等の状況により、本人の同意を得て、順次採用されることがあります。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

## 6 勤務条件

### (1) 勤務時間（原則）

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ただし、配属先によっては土曜日、日曜日が勤務日となり、それ以外の日が休日となることもあります。

### (2) 給与（令和3年11月1日現在）

#### 【(1) ICT・デジタル枠】

	大学卒（新卒の場合）	大学卒業後（職務経験5年の場合）
給料	186,700円	216,300円
地域手当	22,404円	25,956円
合計	209,104円	242,256円

#### 【(2) ICT・デジタル枠（任期付職員・係長級）】

	大学卒業後（職務経験10年の場合）
給料	318,100円
地域手当	38,172円
合計	356,272円

給料は、「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定されます。

なお、給料のほか「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき地域手当、住居手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

ただし、採用されるまでの間に条例等の改正が行われた場合には、その定めるところによります。

### (3) 人材育成

本市においては、逗子市人材育成基本方針の中で、目指す職員像の基本テーマを

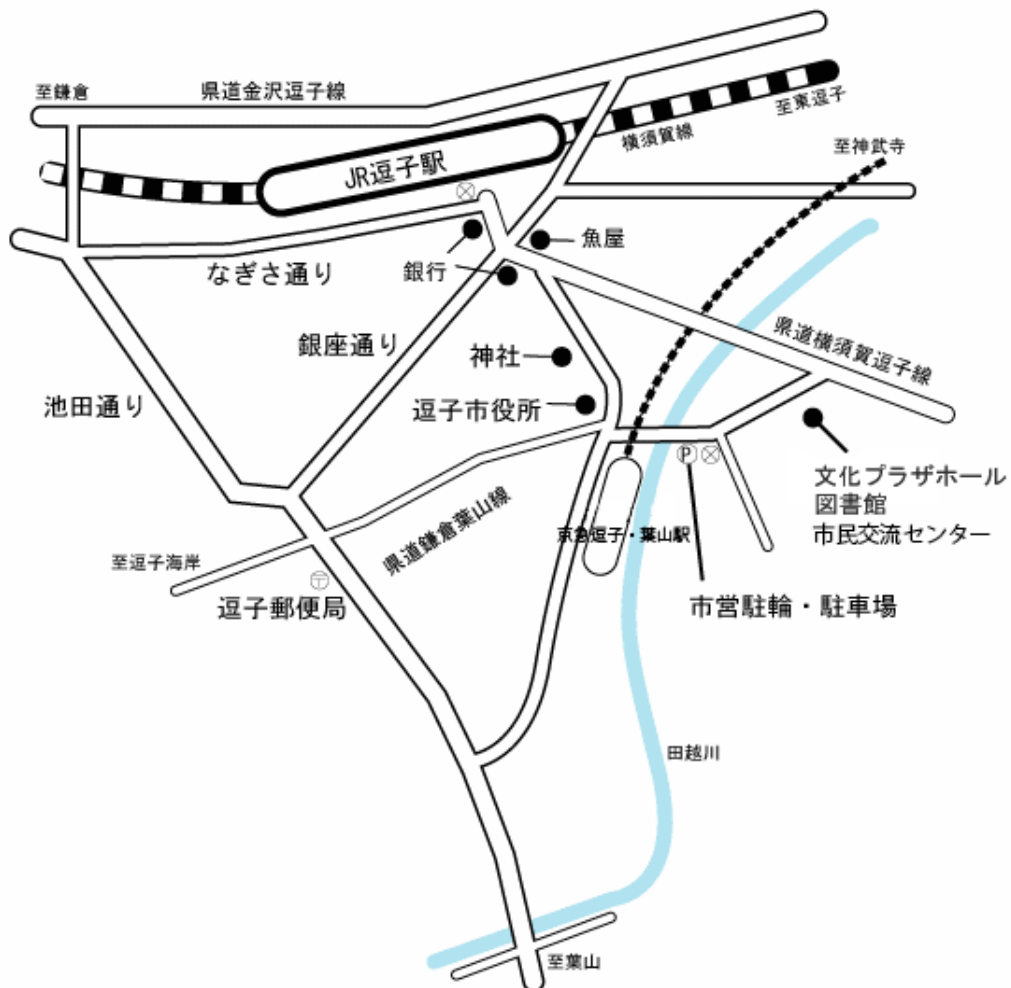
「逗子のために SouZou（創造・想像）力を発揮して 未来にチャレンジする職員」としました。目指す職員像の実現を図るため、研修、自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成を進めるとともに、その観点に立った人事管理、職場環境や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めることとしています。

## 7 注意事項

- (1) 試験教室には時計がない場合がありますので、時計は必要に応じて各自で持参してください。
- (2) 試験において提出された書類は、返却しません。
- (3) 書類不備等の場合は、申込に応じられません。
- (4) 申込み期限を過ぎたものは受付できません。期限に注意してください。
- (5) 試験に関するお問い合わせは、総務部職員課をお願いします。ただし、試験内容については、この受験案内に記載していること以外お答えできません。
- (6) 身体の障がい等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず試験申込の受付期間内にご相談ください。
- (7) 筆記試験は日本語による出題で、解答も日本語でさせていただきます。また、面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。
- (8) 試験日時や会場等は予定ですので、変更する場合があります。

## 逗子市役所 案内図

(JR逗子駅から徒歩約3分／京急逗子・葉山駅から徒歩約1分)



### ■■ 問い合わせ先 ■■

#### 逗子市 総務部 職員課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111 (内線361)

ホームページ <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syokuin/>